

3.1 主な地域指定の状況一覧表

令和6年6月1日現在

市町村名			首圏	低工	農工	過疎	山振	辺地	集積	拠点	特農
市	1	前橋市	○		○			○	○	○	
	2	高崎市	○	○	○	◇	○	○	○	○	○
	3	桐生市	○		○	○	○		○	○	○
	4	伊勢崎市	○							○	
	5	太田市	○							○	
	6	沼田市		○		○	○	○			
	7	館林市	○						○	○	
	8	渋川市			○	○	○	○			○
	9	藤岡市	○			◇	○	○		○	○
	10	富岡市		○	○						○
	11	安中市		○	○		○	○			○
	12	みどり市	○			○	○			○	○
北群馬郡	13	榛東村									
	14	吉岡町									
多野郡	15	上野村				◇	○	○			○
	16	神流町				○	○	○			
甘楽郡	17	下仁田町		○		○	○	○			○
	18	南牧村				○	○				○
	19	甘楽町			○			○			
吾妻郡	20	中之条町			○	○	○	○			○
	21	長野原町				○	○				
	22	嬬恋村				◇	○	○			
	23	草津町									
	24	高山村				○	○				
	25	東吾妻町			○	○	○	○			○
利根郡	26	片品村				○	○				
	27	川場村		○			○				
	28	昭和村		○				○			
	29	みなかみ町		○	○	○	○	○			○
佐波郡	30	玉村町	○							○	
邑楽郡	31	板倉町	○							○	
	32	明和町	○							○	
	33	千代田町	○							○	
	34	大泉町	○						○	○	
	35	邑楽町	○						○	○	
県計			14	8	10	17	19	15	6	14	13

(注) 一部地区指定含む。

首圏……首都圏整備法により指定された都市開発区域を有する市町村

低工……低開発地域工業開発促進法により指定された開発区域を有する市町村

農工……農村地域工業等導入促進法により指定された市町村

過疎……過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村。なお、旧過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域として指定されており、かつ、新法の指定要件を満たさない地域(特定市町村)は「◇」と表示。

山振……山村振興法により指定された振興山村を有する市町村

辺地……辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による辺地を有する市町村

集積……地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(頭脳立地法)により承認を受けた集積促進地域を有する市町村

拠点……地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律により指定された地方拠点都市地域を有する市町村

特農……特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律により基盤整備計画の作成された市町村